

改 正 案	現 行
<p>換気設備の構造方法を定める件</p> <p style="text-align: center;">昭和四十五年十二月二十八日 建設省告示第千八百二十六号</p> <p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）<u>第二十条の二第一号イ(3)及びロ(3)並びに第二十条の三第二項第一号イ(3)、(4)、(6)及び(7)並びに第三号の規定に基づき、換気設備の衛生上有効な換気を確保するための構造方法を次のように定める。</u></p> <p>第一 居室に設ける自然換気設備</p> <p>建築基準法施行令（以下「令」という。）<u>第二十条の二第一号イ(3)</u>の規定に基づき定める衛生上有効な換気を確保するための自然換気設備の構造方法は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>一 令<u>第二十条の二第一号イ(3)</u>に規定する排気筒の有効断面積の計算式によつて算出されたA_vが0.00785未満のときは、0.00785とすること。</p> <p>二 排気筒の断面の形状及び排気口の形状は、矩形、だ円形、円形その他これらに類するものとし、かつ、短辺又は短径の長辺又は長径に対する割合を二分の一以上とすること。</p> <p>三 排気筒の頂部が排気シャフトその他これに類するもの（以下「排気シャフト」という。）に開放されている場合においては、当該排気シャフト内にある立</p>	<p>換気設備の構造を定める件</p> <p style="text-align: center;">昭和四十五年十二月二十八日 建設省告示第千八百二十六号</p> <p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）<u>第二十条の二第一号二及び第二号二（第二十条の三第二項において準用する場合を含む。）並びに第二十条の四第二項第三号から第六号まで及び第八号の規定に基づき、換気設備の衛生上有効な換気を確保するための構造を次のように定める。</u></p> <p>第一 居室に設ける自然換気設備</p> <p>建築基準法施行令（以下「令」という。）<u>第二十条の二第一号二</u>の規定に基づき定める衛生上有効な換気を確保するための自然換気設備の構造は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>一 令<u>第二十条の二第一号ロ</u>に規定する排気筒の有効断面積の計算式によつて算出されたA_vが0.00785未満のときは、0.00785とすること。</p> <p>二 排気筒の断面の形状及び排気口の形状は、矩形、だ円形、円形その他これらに類するものとし、かつ、短辺又は短径の長辺又は長径に対する割合を二分の一以上とすること。</p> <p>三 排気筒の頂部が排気シャフトその他これに類するもの（以下「排気シャフト」という。）に開放されている場合においては、当該排気シャフト内にある立</p>

上り部分は、当該排気筒の排気上有効な逆流防止のための措置を講ずる場合を除き、二メートル以上のものとする。この場合において、当該排気筒は、直接外気に開放されているものとみなす。

四 給気口及び排気口の位置及び構造は、室内に取り入れられた空気の分布を均等にするとともに、著しく局所的な空気の流れが生じないようにすること。

第二 居室に設ける機械換気設備

一 令第二十条の二第一号ロ(3)の規定に基づき定める衛生上有効な換気を確保するための機械換気設備の構造方法は、給気機又は排気機について、換気経路の全圧力損失（直管部損失、局部損失、諸機器その他における圧力損失の合計をいう。）を考慮して計算により確かめられた給気又は排気能力を有しなければならない。ただし、居室の規模若しくは構造又は換気経路その他換気設備の構造により衛生上有効な換気を確保できることが明らかな場合においては、この限りでない。

二 給気口及び排気口の位置及び構造は、室内に取り入れられた空気の分布を均等にするとともに、著しく局所的な空気の流れが生じないようにすること。

第三 調理室等に設ける換気設備

一 令第二十条の三第二項第一号イ(3)の規定により給気口の有効開口面積又は給気筒の有効断面積について建設大臣が定める数値は、次のイからホまでに掲げる場合に応じ、それぞれ次のイからホまでに定める数値（排気口、排気筒（排気フードを有するものを含む）若しくは煙突又は給気口給気筒に換気上有効な換気扇その他これらに類するものを設けた場合にあつては適当な数値）とすること。

イ 口からホまでに掲げる場合以外の場合 第二号の式によつて計算した数値

上り部分は、当該排気筒の排気上有効な逆流防止のための措置を講ずる場合を除き、二メートル以上のものとする。この場合において、当該排気筒は、直接外気に開放されているものとみなす。

四 給気口及び排気口の位置及び構造は、室内に取り入れられた空気の分布を均等にするとともに、著しく局所的な空気の流れが生じないようにすること。

第二 居室に設ける機械換気設備

令第二十条の二第一号二（令第二十条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき定める衛生上有効な換気を確保するための機械換気設備の構造は、給気機又は排気機について、換気経路の全圧力損失（直管部損失、局部損失、諸機器その他における圧力損失の合計をいう。）を考慮して計算により確かめられた給気又は排気能力を有しなければならない。ただし、居室の規模若しくは構造又は換気経路その他換気設備の構造により衛生上有効な換気を確保できることが明らかな場合においては、この限りでない。

第三 調理室等に設ける換気設備

一 令第二十条の四第二項第三号の規定により給気口の有効開口面積又は給気筒の有効断面積について建設大臣が定める数値は、次のイからホまでに掲げる場合に応じ、それぞれ次のイからホまでに定める数値とすること。

イ 口からホまでに掲げる場合以外の場合 第二号の式によつて計算した数値

ロ 火を使用する設備又は器具に煙突（令百十五条第一項第七号の規定が適用される煙突を除く。以下八において同じ。）を設ける場合であつて、常時外気又は通気性の良い玄関等に開放された給気口又は給気筒（以下この号において「常時開放型給気口等」という。）を設けるとき 第三号の式によつて計算した数値

ハ 火を使用する設備又は器具に煙突を設ける場合であつて、常時開放型給気口等以外の給気口又は給気筒を設けるとき 第二号の式（この場合においてn、l及びhの数値は、それぞれ第三号の式のn、l及びhの数値を用いるものとする。）によつて計算した数値

ニ 火を使用する設備又は器具の近くに排気フードを有する排気筒を設ける場合であつて、常時開放型給気口等を設けるとき 第四号の式によつて計算した数値

ホ 火を使用する設備又は器具の近くに排気フードを有する排気筒を設ける場合であつて、常時開放型給気口等以外の給気口又は給気筒を設けるとき 第二号の式（この場合においてn、l及びhの数値は、それぞれ第四号の式のn、l及びhの数値を用いるものとする。）によつて計算した数値

二 令第二十条の三第二項第一号イ(4)の規定により排気口又は排気筒に換気扇等を設ける場合の有効換気量はイに掲げる式によつて計算した数値以上とし、換気扇等を設けない場合の排気口の有効開口面積又は排気筒の有効断面積は、ロの式によつて計算した数値以上とすること。

$$イ \quad V = KQ$$

この式において、V、k及びQは、それぞれ次の数値を表すものとする。

V 換気扇等の有効換気量（単位 一時間につき立方メートル）

K 燃料の単位燃焼量当たりの理論廃ガス量（別表イ欄に掲げる燃料の種類

ロ 火を使用する設備又は器具に煙突（令百十五条第一項第八号の規定が適用される煙突を除く。以下八において同じ。）を設ける場合であつて、常時外気又は通気性の良い玄関等に開放された給気口又は給気筒（以下この号において「常時開放型給気口等」という。）を設けるとき 第三号の式によつて計算した数値

ハ 火を使用する設備又は器具に煙突を設ける場合であつて、常時開放型給気口等以外の給気口又は給気筒を設けるとき 第二号の式（この場合においてn、l及びhの数値は、それぞれ第三号の式のn、l及びhの数値を用いるものとする。）によつて計算した数値

ニ 火を使用する設備又は器具の近くに排気フードを有する排気筒を設ける場合であつて、常時開放型給気口等を設けるとき 第四号の式によつて計算した数値

ホ 火を使用する設備又は器具の近くに排気フードを有する排気筒を設ける場合であつて、常時開放型給気口等以外の給気口又は給気筒を設けるとき 第二号の式（この場合においてn、l及びhの数値は、それぞれ第四号の式のn、l及びhの数値を用いるものとする。）によつて計算した数値

二 令第二十条の四第二項第四号の規定により排気口の有効開口面積又は排気筒の有効断面積について建設大臣が定める数値は、次の式によつて計算した数値以上とすること。

については、同表の欄に掲げる数値によることができる。以下同じ。)に
四十を乗じて得た数量(単位 立方メートル)

Q 火を使用する設備又は器具の実況に応じた燃料消費量(単位 キロワッ
ト又は一時間につきキログラム)

$$\square A_v = KQ / 3600 \quad ((3 + 5n + 0.2l) / h)$$

この式において、 A_v 、 KQ 、 n 、 l 及び h は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A_v 排気口の有効開口面積又は排気筒の有効断面積(単位 平方メートル)

K イに定める K の値(単位 立方メートル)

Q イに定める Q の値(単位 キロワット又は一時間につきキログラム)

n 排気筒の曲りの数

l 排気口の中心から排気筒の頂部の外気に開放された部分の中心までの長さ(単位 メートル)

h 排気口の中心から排気筒の頂部の外気に開放された部分の中心までの高さ(単位 メートル)

三 令第二十条の三第二項第一号イ(6)の規定により煙突に換気扇等を設ける場合の有効換気量はイに掲げる式によつて計算した数値(煙突に直結している火を使用する設備又は器具に火の正常な燃焼を確保するよう給気機等が設けられている場合にあつては適当な数値)以上とし、換気扇等を設けない場合の煙突の有効開口面積又は排気筒の有効断面積は口の式によつて計算した数値以上とすること。

$$A_v = KQ / 3600 \quad ((3 + 5n + 0.2l) / h)$$

この式において、 A_v 、 K 、 Q 、 n 、 l 及び h は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A_v 排気口の有効開口面積又は排気筒の有効断面積(単位 平方メートル)

K 燃料の単位燃焼量当たりの理論廃ガス量(別表の欄に掲げる燃料の種類については、同表の欄に掲げる数値によることができる。以下同じ。)に四十を乗じて得た数量(単位 立方メートル)

Q 火を使用する設備又は器具の実況に応じた燃料消費量(単位 一時間につきキロカロリー又はキログラム)

n 排気筒の曲りの数

l 排気口の中心から排気筒の頂部の外気に開放された部分の中心までの長さ(単位 メートル)

h 排気口の中心から排気筒の頂部の外気に開放された部分の中心までの高さ(単位 メートル)

三 令第二十条の四第二項第六号の規定により煙突の有効断面積について建設大臣が定める数値は、次の式によつて計算した数値以上とすること。

$$\text{イ } V = KQ$$

この式において、V、k及びQは、それぞれ次の数値を表すものとする。

V 換気扇等の有効換気量（単位 一時間につき立方メートル）

K 燃料の単位燃焼量当たりの理論廃ガス量に二を乗じて得た数量（単位 立方メートル）

Q 火を使用する設備又は器具の実況に応じた燃料消費量（単位 キロワット又は一時間につきキログラム）

$$\text{ロ } A_v = KQ / 3600 \quad ((0.5 + 0.4n + 0.1l) / h)$$

この式において、 A_v 、k、Q、n、l及びhは、それぞれ次の数値を表すものとする。

A_v 煙突の有効断面積（単位 平方メートル）

K 燃料の単位燃焼量当たりの理論廃ガス量に二を乗じて得た数量（単位 立方メートル）

Q イに定めるQの値（単位 キロワット又は一時間につきキログラム）

n 煙突の曲りの数

l 火源（煙突又は火を使用する設備若しくは器具にバフラー等の開口部を排気上有効に設けた場合にあつては当該開口部の中心。以下この号において同じ。）から煙突の頂部の外気に開放された部分の中心までの長さ（単位 メートル）

h 火源から煙突の頂部の外気に開放された部分の中心（lが八を超える場合にあつては火源からの長さが八メートルの部分の中心）までの高さ（単位 メートル）

$$A_v = KQ / 3600 \quad ((0.5 + 0.4n + 0.1l) / h)$$

この式において、 A_v 、k、Q、n、l及びhは、それぞれ次の数値を表すものとする。

A_v 煙突の有効断面積（単位 平方メートル）

K 燃料の単位燃焼量当たりの理論廃ガス量に二を乗じて得た数量（単位 立方メートル）

Q 火を使用する設備又は器具の実況に応じた燃料消費量（単位 一時間につきキロカロリー又はキログラム）

n 煙突の曲りの数

l 火源（煙突又は火を使用する設備若しくは器具にバフラー等の開口部を排気上有効に設けた場合にあつては当該開口部の中心。以下この号において同じ。）から煙突の頂部の外気に開放された部分の中心までの長さ（単位 メートル）

h 火源から煙突の頂部の外気に開放された部分の中心（lが八を超える場合にあつては火源からの長さが八メートルの部分の中心）までの高さ（単位 メートル）

四 令第二十条の三第二項第一号イ(7)の規定により排気フードを有する排気筒に換気扇等を設ける場合の有効換気量はイに掲げる式によつて計算した数値以上とし、換気扇等を設けない場合の排気筒の有効断面積はロの式によつて計算した数値以上とすること。

$$\text{イ } V = KQ$$

この式において、V、k及びQは、それぞれ次の数値を表すものとする。

V 換気扇等の有効換気量（単位 一時間につき立方メートル）

K 燃料の単位燃焼量当たりの理論廃ガス量に次の(イ)により設けられた排気フードを有する排気筒にあつては、燃料の単位燃焼量当たりの理論廃ガス量に三十を乗じて得た数量とし、次の(ロ)により設けられた排気フードを有する排気筒にあつては、燃料の単位燃焼量当たりの理論廃ガス量に二十を乗じて得た数量（単位 立方メートル）

(イ) 次の(i)から(iii)までにより設けられた排気フード又は廃ガスの捕集についてこれと同等以上の効力を有するように設けられた排気フードとすること。

(i) 排気フードの高さは、一メートル以下（火源又は火を使用する設備若しくは器具に設けられた排気のための開口部の中心から排気フードの下端までの高さをいう。以下同じ。）とすること。

(ii) 排気フードは、火源又は火を使用する設備若しくは器具に設けられた排気のための開口部（以下「火源等」という。）を覆うことができるものとする。ただし、火源等に面して下地及び仕上げを不燃材料とした壁その他これに類するものがある場合には、当該部分についてはこの限りでない。

(iii) 排気フードの集気部分は、廃ガスを一様に捕集できる形状を有するものとする。

(ロ) 次の(i)から(iii)までにより設けられた排気フード又は廃ガスの捕集につ

四 令第二十条の四第二項第七号の規定により排気フードを有する排気筒の有効断面積について建設大臣が定める数値は、次の式によつて計算した数値以上とすること。

いてこれと同等以上の効力を有するように設けられた排気フードとすること。

(i) 排気フードの高さは、一メートル以下とすること。

(ii) 排気フードは、及びその周囲（火源等から排気フードの高さの二分の一以内の水平距離にある部分をいう。）を覆うことができるものとする。ただし、火源等に面して下地及び仕上げを不燃材料とした壁その他これに類するものがある場合には、当該部分についてはこの限りでない。

(iii) 排気フードは、その下部に五センチメートル以上の垂下がり部分を有し、かつ、その集気部分は、水平面に対し十度以上の傾斜を有するものとする。

Q 火を使用する設備又は器具の実況に応じた燃料消費量（単位 キロワット又は一時間につきキログラム）

$$\square A_v = KQ / 3600 \quad ((2 + 4n + 0.2l) / h)$$

この式において、 A_v 、 K 、 Q 、 n 、 l 及び h は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A_v 排気筒の有効断面積（単位 平方メートル）

K イに定める K の値（単位 立方メートル）

$$A_v = KQ / 3600 \quad ((2 + 4n + 0.2l) / h)$$

この式において、 A_v 、 K 、 Q 、 n 、 l 及び h は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A_v 排気筒の有効断面積（単位 平方メートル）

K 燃料の単位燃焼量当たりの理論廃ガス量に三十を乗じて得た量（次の(イ)から(ハ)までにより設けられた排気フード又は廃ガスの捕集についてこれと同等以上の効力を有するように設けられた排気フードを有する排気筒にあつては、燃料の単位燃焼量当たりの理論廃ガス量に二十を乗じて得た値とする。）（単位 立方メートル）

(イ) 排気フードの高さ（火源又は火を使用する設備若しくは器具に設けられた排気のための開口部の中心から排気フードの下端までの高さをいう。以下同じ。）は、一メートル以下とすること。

(ロ) 排気フードは、火源又は火を使用する設備若しくは器具に設けられた排

Q イに定めるQの値（単位 キロワット又は一時間につきキログラム）

n 排気筒の曲りの数

l 排気フードの下端から排気筒の頂部の外気に開放された部分の中心までの長さ（単位 メートル）

h 排気フードの下端から排気筒の頂部の外気に開放された部分の中心までの高さ（単位 メートル）

気のための開口部（以下「火源等」という。）及びその周囲（火源等から排気フードの高さの二分の一以内の水平距離にある部分をいう。）を覆うことができるものとする。ただし、火源等に面して下地及び仕上げを不燃材料とした壁その他これに類するものがある場合には、当該部分についてはこの限りでない。

(ハ) 排気フードは、その下部に五センチメートル以上の垂下がり部分を有し、かつ、その集気部分は、水平面に対し十度以上の傾斜を有するものとする。

Q 火を使用する設備又は器具の実況に応じた燃料消費量（単位 一時間につきキロカロリー又はキログラム）

n 排気筒の曲りの数

l 排気フードの下端から排気筒の頂部の外気に開放された部分の中心までの長さ（単位 メートル）

h 排気フードの下端から排気筒の頂部の外気に開放された部分の中心までの高さ（単位 メートル）

五 令第二十条の四第二項第九号の規定に基づき定める衛生上有効な換気を確保するための構造は、次の(一)から(三)までに適合するものとする。

(一) 令第二十条の四第二項第二号、第五号又は第七号に規定する換気フードは、次のイから八までにより設けられた排気フード又は廃ガスの捕集についてこれと同等以上の効力を有するように設けられた排気フードとすること。

イ 排気フードの高さは、一メートル以下とすること。

ロ 排気フードは、火源等を覆うことができるものとする。ただし、火源等に面して下地及び仕上げを不燃材料とした壁その他これに類するものがある場合には、当該部分についてはこの限りでない。

ハ 排気フードの集気部分は、廃ガスを一様に捕集できる形状を有するもの

とすること。

○ 令第二十条の四第二項第一号、第四号、第六号及び第七号に規定する換気上有効な換気扇その他これに類するもの（以下「換気扇等」という。）の有効換気量は、次の式によつて計算した数値以上とすること。

$$V = KQ$$

この式において、V、k及びQは、それぞれ次の数値を表すものとする。

V 換気扇等の有効換気量（単位 一時間につき立方メートル）

K 次の(イ)から(ハ)までに掲げる場合に応じ、それぞれ次の(イ)から(ハ)までに定める量（単位 立方メートル）

(イ) (ロ)及び(ハ)に掲げる場合以外の場合 第二号に定めるKの量

(ロ) 煙突に設ける場合 第三号に定めるKの量

(ハ) 排気フードを有する排気筒に設ける場合 前号に定めるKの量

Q 火を使用する設備又は器具の実況に応じた燃料消費量（単位 一時間につきキロカロリー又はキログラム）

第四 令第二十条の三第二項第三号に基づき居室に廃ガスその他の生成物を逆流させず、かつ、他の室に廃ガスその他の生成物を漏らさない排気口及びこれに接続する排気筒並びに煙突の構造方法は次の各号に定めるものとする。

二 排気筒又は煙突の頂部が排気シャフトに開放されている場合においては、当該排気シャフト内にある立上り部分は、当該排気筒又は煙突に排気上有効な逆流防止のための措置を講ずる場合を除き、二メートル以上のものとする。
この場合において、当該排気筒又は煙突は、直接外気に開放されているものとみなす。

二 防火ダンパーその他温度の上昇により排気を妨げるおそれのあるものを設けた排気筒に煙突を連結する場合にあっては次の基準に適合すること。

イ 排気筒に換気上有効な換気扇等が設けられており、かつ、排気筒は換気上

○ 排気筒又は煙突の頂部が排気シャフトに開放されている場合においては、当該排気シャフト内にある立上り部分は、当該排気筒又は煙突に排気上有効な逆流防止のための措置を講ずる場合を除き、二メートル以上のものとする。
この場合において、当該排気筒又は煙突は、直接外気に開放されているものとみなす。

有効に直接外気に開放されていること

ロ 煙突内の廃ガスの温度は、排気筒に連結する部分において六十五度以下とすること

ハ 煙突に連結する設備又は器具は、次の構造とすること

(1) 半密閉式瞬間湯沸器又は半密閉式の常圧貯蔵湯沸器若しくは貯等湯沸器であるもの

(2) 故障等により煙突内の廃ガスの温度が排気筒に連結する部分において六十五度を越えた場合に自動的に作動を停止する装置が設けられたもの

三 排気筒又は煙突は火を使用する設備又は器具を設けた室の換気設備以外の風道その他これに類するものに連結しないこと。

附 則

この告示は、平成 年 月 日から施行する。

別表

(イ) 燃料の種類		(ロ) 理論廃ガス量
燃料の名称	発熱量	
(一) 都市ガス		一キロワットにつき〇・九三立方メートル
(二) LPガス (プロパン主体)	一キログラムにつき五〇・ニメガジュール	一キロワットにつき〇・九三立方メートル
(三) 灯油	一キログラムにつき四三・一メガジュール	一キログラムにつき一・一立方メートル

別表

(イ) 燃料の種類		(ロ) 理論廃ガス量
燃料の名称	発熱量	
(一) 都市ガス		一キロカロリーにつき〇・〇〇一〇八立方メートル
(二) LPガス(プロパン主体)	一キログラムにつき二、〇〇〇キロカロリー	一キログラムにつき一・九立方メートル
(三) 灯油	一キログラムにつき二〇、三〇〇キロカロリー	一キログラムにつき一・一立方メートル